

船橋市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 5 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、政令、施行規則及び基準省令の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 技術的審査 法第 30 条第 1 項に掲げる認定基準の適合性に関する審査をいう。

(性能向上計画認定の添付図書及び不要図書)

第 3 条 施行規則第 20 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 5、等級 6 又は等級 7 及び一次

エネルギー消費量等級 6 (令和 4 年 1 0 月 1 日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。))については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4、等級 5、等級 6 又は等級 7 及び一次エネルギー消費量等級 5 又は等級 6)に適合しているものに限る。)を取得した場合にあってはその写し

2 施行規則第 2 0 条第 3 項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項各号に掲げる図書を添付した場合にあっては、各種計算書とする。

(確認申請書の提出部数)

第 4 条 法第 3 0 条第 2 項後段の規定により提出する建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物が、構造計算適合性判定 (同法第 6 条の 3 第 1 項又は第 1 8 条第 5 項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する建築物である場合は、同法第 6 条の 3 第 7 項又は第 1 8 条第 1 1 項の適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

(計画の通知)

第 5 条 法第 3 0 条第 3 項 (法第 3 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、計画通知書 (第 1 号様式) により行うものとする。

(認定しない旨の通知)

第 6 条 市長は、法第 2 9 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定による申請があった場合においては法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書 (第 2 号様式) により認定の申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第 7 条 法第 1 5 条第 1 項の規定により市長から報告を求められた建築主等は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書 (第 3 号様式) に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、法第 3 2 条の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書 (第 4 号様式) に工事監理報告書 (建築士法施行規則 (昭和 2 5 年建設省令第 3 8 号) 別記様式第 4 号の 2) 及び検査済証の写しその他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- 3 法第32条の規定により市長から報告（前項の規定による報告を除く。）を求められた認定建築主又は建築物の所有者は、認定に関する報告書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（指示命令）

第8条 法第13条第1項の規定による命令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による命令書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 法第33条の規定による命令は、改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第9条 法第34条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

（取下届）

第10条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知した者は、当該計画書を取り下げようとするときは、取下届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 法第29条第1項に規定する認定又は法第31条第1項に規定する変更の認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第10号様式）により市長に届け出なければならない。

- 3 施行規則第13条又は第28条の規定による書面の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第11号様式）により市長に届け出なければならない。

（取りやめ届）

第11条 建築主は、適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届（第12号様式）に適合判定通知書の写しを添えて速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届（第13号様式）に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（軽微な変更説明書）

第12条 建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が施行規則第5条（施行規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更または住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更をした場合、同法第7条第1項に規定する申請又は同法第18条第

20項に規定する通知をするときは、当該申請書又は通知書に、建築物のエネルギー消費性能を評価した方法の区分等に応じ、次の各号に掲げる軽微な変更説明書を添付しなければならない。

- (1) 基準省令第1条第1項第1号イ又はロによる評価の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第14号様式）
- (2) 基準省令第1条第1項第2号イ（1）又はロ（1）による評価を含む場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）（第15号様式）
- (3) 基準省令第1条第1項第2号イ（2）又はロ（2）による評価を含む場合 建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）（第16号様式）

（軽微な変更に関する証明書）

第13条 施行規則第13条の規定による書面の交付の申請をする者は、軽微変更該当証明申請書（適合性判定）（第17号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第3条第1項に規定する図書を添えたもの及び計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

2 施行規則第28条の規定による書面の交付の申請をする者は、軽微変更該当証明申請書（性能向上計画認定）（第18号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第20条第1項に規定する図書を添えたもの及び計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は軽微変更該当証明に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けた場合、当該変更が施行規則第5条（施行規則第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第25条に規定する軽微な変更に該当すると認めたときは、申請の別に応じ次の各号に掲げる証明書を交付するものとする。

- (1) 第1項に掲げる申請があった場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書（第19号様式）
- (2) 前項に掲げる申請があった場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微変更該当証明書（第20号様式）

（軽微な変更届）

第14条 認定建築主は、施行規則第25条に規定する軽微な変更をしようとするときは、

軽微な変更届（第２１号様式）の正本及び副本に、それぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請書の添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に届け出なければならない（前条第３項第２号に規定する証明書が交付された場合を除く。）。

（省エネ基準工事監理報告書）

第１５条 建築主は、適合判定通知書の交付又は法第１１条第１項ただし書の適用を受けた建築物に係る建築基準法第７条第１項に規定する申請又は同法第１８条第２０項に規定する通知をするときは、同法第１２条第５項の規定により、当該申請書又は通知書に、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物のエネルギー消費性能を評価した方法の区分に応じ、次の各号に掲げる報告書を添付しなければならない。

- （１） 基準省令第１条第１項第１号イによる評価の場合 省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）（第２２号様式）
- （２） 基準省令第１条第１項第１号ロによる評価の場合 利用した計算法に応じ、省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）（第２３号様式）又は省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））（第２４号様式）
- （３） 基準省令第１条第１項第２号イ（１）又はロ（１）による評価を含む場合 省エネ基準工事監理報告書（標準計算）（第２５号様式）
- （４） 基準省令第１条第１項第２号イ（２）又はロ（２）による評価を含む場合 省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）（第２６号様式）

２ 法第３０条第８項の規定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされた場合は、前項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第 1 号様式

計画通知書

第 号
年 月 日

船橋市建築主事 あて

船橋市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 3 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画を下記のとおり通知します。

記

1. 申請者 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

2. 申請に係る建築物の位置

第2号様式

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日・受付番号

年 月 日 第 号

2. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

3. 申請に係る建築物の位置

4. 理由

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第3号様式

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

船橋市長 あて

報告者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 建築主 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号
2. 代理者 住所
氏名
電話番号
3. 建築物の位置
4. 受付年月日・受付番号
5. 報告事項

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第4号様式

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

船橋市長 あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3. 認定に係る建築物の位置及び住戸の番号
- 4. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録 第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録 第 号
名称
所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

- 1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第5号様式

認定に関する報告書

年 月 日

船橋市長 あて

報告者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 認定建築主又は
建築物の所有者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

2. 代理者

住所

氏名

電話番号

3. 認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

4. 認定年月日・認定番号

5. 報告事項

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第6号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

下記の建築物（非住宅部分に限る。）について、建築物エネルギー消費性能基準に違反している事実があると認められるため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定により、是正するために必要な措置をとることを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 適合判定通知書交付年月日・適合判定通知書番号
3. 違反の内容
4. 是正期限
5. 備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第7号様式

改善命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

1. 認定建築主の氏名又は名称及び代表者の氏名
2. 認定に係る建築物の位置及び住戸の番号
3. 認定年月日・認定番号
4. 改善に必要な措置
5. 改善期限
6. 備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第8号様式

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定に基づき、下記の理由により認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定建築主若しくは建築物の所有者の氏名又は名称及び代表者の氏名
2. 認定建築主若しくは建築物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
3. 認定に係る建築物の位置
4. 理由

(※) は法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第9号様式

取下届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者氏名

年 月 日付け第省エネ適判 号で提出又は通知した建築物のエネ

ルギー消費性能の向上等に関する法律 第11条第1項 第12条第2項 に規定する建築物エネルギー

消費性能確保計画を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 提出者（通知者）
住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号
2. 建築物の位置
3. 取下げの理由
4. 備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

（注意）

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第10号様式

取下届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者氏名

年 月 日付け第省エネ向上 号で提出した建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律 第29条第1項 第31条第1項 の規定による申請を取り下げたいので、下

記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者
- 住所又は主たる事務所の所在地
- 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 電話番号
2. 申請に係る建築物の位置及び住戸の番号
3. 取下げの理由
4. 備考

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1 1 号様式

取下届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者氏名

年 月 日付け第 省エネ適判 軽微証明 号で申請した建築物のエネ
省エネ向上
ルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第 1 3 条 の規定による軽微変更該当
第 2 8 条

証明申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者
住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

2. 建築物の位置

3. 取下げの理由

4. 備考

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1 2 号様式

取りやめ届

年 月 日

船橋市長 あて

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 6 項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築を取りやめたので、下記のとおり届け出ます。

1. 適合判定通知書番号

第 号

2. 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

3. 建築物の位置

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第13号様式

取りやめ届

年 月 日

船橋市長 あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたので、下記のとおり届け出ます。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1 4 号様式

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

年 月 日

船橋市建築主事 あて

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月 日・番号	
(4) 変更の内容	
☐A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備 考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる
☐ ① 建築物の高さ又は外周長の減少 ☐ ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ☐ ③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む） ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他 （ ）
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = () ≤ () × 0.9	
・変更となる設備の概要	
☐ 空気調和設備 変更内容記入欄	{
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄	{
☐ 照明設備 変更内容記入欄	{
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	{
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄	{
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第三面 別紙)

[空気調和設備関係]

次に掲げる (イ)、(ロ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(イ) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ロ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均 COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均 COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
（ロ）計算対象床面積について 5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）
室用途（ 駐車場 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ 厨 房 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(第三面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）単位床面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

(第三面 別紙)

[太陽光発電関係]

下掲げる (イ)、(ロ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(イ) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ロ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 () 度変更

第 15 号様式

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

年 月 日

船橋市建築主事 あて

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる
次の①から④に該当する変更 ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更 ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ☐ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI＝（ ） ≤ 0.9 ・変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ① 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減
・変更前の U_A 値＝（ ） ≤ （ ） × 0.9、 変更前の η_{AC} 値＝（ ） ≤ （ ） × 0.9
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか ☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第16号様式

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）

（第一面）

年 月 日

船橋市建築主事 あて

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	
(2) 住宅の所在地	
(3) 確認済証交付年月日・番号	
(4) 軽微な変更の内容	
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 3. 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。	受付欄

(第二面)

【外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更】

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる
☐ 断熱構造とする部分の変更 ☐ 外皮の断熱性能等の変更 ☐ 開口部の断熱性能等の変更 ☐ その他 ()
・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

【 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 】

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる	
☐ 暖房設備 変更内容記入欄	()
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	()
☐ 全般換気設備 変更内容記入欄	()
☐ 照明設備 変更内容記入欄	()
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	()
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

第 17 号様式

(第一面)

軽微変更該当証明申請書（適合性判定）

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】
【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号 欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

第 18 号様式

軽微変更該当証明申請書（性能向上計画認定）

（第一面）

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第 25 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は軽微変更該当証明】

【認定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日

【認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

（注意）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第二十七の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 19 号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号

令和 年 月 日

様

船橋市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第 2 0 号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 8 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 5 条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第 2 1 号様式

軽微な変更届

年 月 日

船橋市長 あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 5 条に規定する軽微な変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置及び住戸の番号
4. 変更の内容
(変更前)

(変更後)
5. 変更の理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 2 2 号様式

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）
令和 年 月 日

船橋市建築主事 あて
工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑬ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

第 2 3 号様式

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）
令和 年 月 日

船橋市建築主事 あて
工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	① 昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	① コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

〔注意〕

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第 1 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・C のうち、該当するものを○で囲んでください。C に該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

第 2 4 号様式

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法(小規模版)）
令和 年 月 日

船橋市建築主事 あて

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインド、庇の有無を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

- 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第 1 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・C のうち、該当するものを○で囲んでください。C に該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A：目視による立会確認 B：計測等による立会い確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認

第 2 5 号様式

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

令和 年 月 日

船橋市建築主事 あて

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適

7. 照明設備	① 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

第 2 6 号様式

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

令和 年 月 日

船橋市建築主事 あて

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や底の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第 1 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・C のうち、該当するものを○で囲んでください。C に該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認